婚　姻　届

令和 8 年 1 月 1 日 届出

三重県四日市市長 殿

受理 令和 年 月 日 第 号	発送 令和 年 月 日
通知(送付) 令和 年 月 日 第 号	三重県四日市市長　印

書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

住所変更には住民異動届が必要です。

住民異動届と同時に出すときは、新しい住所をご記入ください。

住民異動届は市役所の開庁時間のみの取扱いになります。

	夫になる人	妻になる人
(1) (フリガナ) 氏名	ヤスジマ　タロウ 安島（氏）　太郎（名）	スワ　ハナコ 諏訪（氏）　花子（名）
生年月日	□昭和 □西暦 ✓平成 5年 1月 1日	□昭和 □西暦 ✓平成 4年 2月 1日
(2) 住所（住民登録をしているところ）	□同右 四日市市安島一丁目 1番地 1番 1号 アパート・マンション等 サルビアハイツ２０１	□同左 四日市市諏訪町 1番地 1番 1号 アパート・マンション等
(3) 本籍（外国人のときは国籍だけを書いてください）	四日市市水沢町 1番地 1番 筆頭者の氏名 安島　一郎	鈴鹿市神戸一丁目 1番地 1番 筆頭者の氏名 楠　次郎
父母及び養父母の氏名 父母との続き柄（右記の養父母以外にも養父母がいる場合にはその他の欄に書いてください）	父 安島　一郎　続き柄 長男 母 安島　正子	父 楠　次郎　続き柄 二女 母 諏訪　良子
	養父　続き柄 養子 養母	養父 諏訪　三郎　続き柄 養女 養母
婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	✓夫の氏 □妻の氏 新本籍（左の✓の氏の人がすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください）四日市市諏訪町 1番地
(5) 同居を始めたとき	□昭和 ✓令和 □平成 □西暦 5年 1月（結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください） □挙式も同居もしていない
(6) 初婚・再婚の別	✓初婚 再婚（□死別 □離別 年 月 日）	□初婚 再婚（□死別 ✓離別 令和2年 1月 1日）
(7) 同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事と	夫 □1 ✓2 □3 □4 □5 □6 妻 □1 □2 ✓3 □4 □5 □6　※別表に沿って該当番号の□に✓を付けてください
(8) 夫妻の職業	（国勢調査の年… 年…の４月１日から翌年３月31日までに届出をするときだけ書いてください）
	夫の職業	妻の職業
その他		
届出人署名 ※押印は任意です	夫 安島　太郎	妻 諏訪　花子
連絡先	日中連絡のとれる電話番号をご記入ください	
	夫： 080 － 000 － 0000	妻： 080 － 000 － 0000

不受理	□無 □来庁せず
通知	□有 □無
妻	□要 □不要 □個 □免 □旅 □その他（ ） □無 □来庁せず
不受理	□有 □無
通知	□要 □不要
使者	□個 □免 □旅 □その他 □無（ ）
住所 氏名	

確認	通知

□ 新戸籍編製せず □ 新本籍確認済 □ 新本籍は街区符号によるもの

夫の 父・母 の 現在 氏・名 確認済　　妻の 父・母 の 現在 氏・名 確認済

記入の注意

- この届は、日曜日や祝日でも届けることができます。閉庁時間は宿直等で届書のお預かりと本人確認のみ行います。翌開庁日以降審査し、不備の内容によってはご連絡のうえ修正のため再来庁いただくことがあります。この場合も婚姻日は婚姻届提出の日から変わることはありません。
- 届書は、１通提出してください。

お問い合わせは、市民課(059－354―8151)まで

証人	
署名 ※押印は任意です	大矢知　ゆり	羽津　かもめ
生年月日	□昭和 □西暦 ✓平成 4年 3月 1日	□昭和 □西暦 ✓平成 5年 4月 1日
住所	四日市市大矢知町 1番地 1番 1号 アパート・マンション等 カーサＳＯＵＭＥＮ３Ｃ	四日市市羽津町 1番地 1番 1号 アパート・マンション等 ナイトビュー羽津Ⅱ－３
本籍	四日市市水沢町 1番地 1番 1	鈴鹿市神戸一丁目 1番地 1番

成年者２名の証人が必要です。
証人がご記入ください。

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
外国人のうち、次の地域の法を本国法とする人は、ます。
1　台湾
2　パレスチナ（ヨルダン川西岸地区及びガザ地

□には、あてはまるものに✓のようにしるしをつけてください。
外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつくられますので、希望する本籍を書いてください。

再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。
内縁のものはふくまれません。

届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管）にも用いられます。

別表（同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事欄）

1．農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯
2．自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯
3．企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が１人から99人までの世帯（日々または１年未満の契約の雇用者は５）
4．３にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または１年未満の契約の雇用者は５）
5．１から４にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯
6．仕事をしている者のいない世帯

必ず平日の日中に連絡をとれる番号をご記入ください。
ご連絡がつかない場合、住民票や戸籍の処理が保留となる場合もありますので、ご了承願います。

＊鉛筆及び消えやすいインク、または消せるボールペンでは書かないでください。

R8.7

R8. 6. 4,000